

お取引先様 各位

2022年10月吉日
アイコーサービス株式会社

「適格請求書発行事業者登録番号」のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清栄の事とお慶び申し上げます。

さて、2023年10月1日から複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入が予定されております。税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

これに関しまして、弊社の適格請求書発行事業者登録番号をお知らせ致します。宜しく願い申し上げます。

敬具

記

1. 弊社登録番号

登録番号：T5-1800-0109-4168

名称：アイコーサービス株式会社

※上記登録番号は国税庁WEBサイトの「適格請求書発行事業者公表サイト」にてご確認頂く事が出来ます。ご不明な点がございましたら、弊社までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

2. 問合せ先

・経営管理部

経営総括・経理グループ 大塚

・電話番号 052-601-3100

・メールアドレス t-otsuka@he.aichi-steel.co.jp

以上